



税務調査で問題になりやすい 「外注費」の支払い

「給与」と「外注費」

- (1) **給与**…雇用契約書に基づいて受ける役務の提供の対価(労働への報酬)。残業手当などの諸手当も含めた会社からの全ての報酬。働き方改革による残業規制有り。月収として毎月定期的に支払われ、**所得税の源泉徴収**や**社会保険の加入義務**があります。消費税の課税区分は「**不課税**」。
- (2) **外注費**…会社業務の一部を委託する**業務委託契約書**や**請負契約書**に基づき、外注先の企業や個人事業主が**実現した業務への対価**。源泉徴収は**原則不要**。消費税の課税区分は「**課税仕入**」となるため、支払った消費税分が、納める消費税から控除される。**社会保険の加入義務は無し**。**働き方改革による残業規制無し**。

「業務実態」から見る、「給与」と「外注費」の判定基準

※ ◎の多少で判定せず、総合的に判定する

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。⇒ ◎(外注費)、×(給与)
 (例) **外注費**…①他人(下請けや従業員の第三者)が代行して業務を遂行できる。また役務を提供することが認められる。つまり、契約者以外が仕事を行っても、その完成物に対価が支払われる。
 (例) **給与**…①当人にしか遂行できない業務である。つまり、仕事の代替が認められていない。
- (2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。⇒ ◎(給与)、×(外注費)
 (例) **給与**…①労働時間に対しての報酬。(報酬の支払者から作業時間を指定される。②勤務時間が管理されている。(時間を単位として計算されるなど時間的に当人が拘束されている。)) ③指示された作業をしている。④継続的ないし断続的に労務または役務の提供がある。⑤通勤手当や食事代等が他の使用人の規定に準じて支給されている。⑥支払者が作成している組織図・配席図に記載がある。⑦役職(部長、課長等)がある。⑧業務に当たって、支払者側のマニュアルに従うこととされている。⑨勤務場所の指定がある。
 (例) **外注費**…①成果物に対しての報酬。②自己の責任において裁量を持って仕事をしている。③自ら請負金額を計算し、請求書を発行している。④自己の計算と危険において、独立して営まれている。
 ⑤支払を受ける者の提供する労務が許認可を要する業務の場合、本人は資格を有している(例 運送業)
 ⑥同業者団体の加入者である。
- (3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。⇒ ◎(給与)、×(外注費)
 (例) **給与**…①労働時間を基準として支払うため請求できる。
 (例) **外注費**…①成果物を渡さなければ報酬を請求できない。請負側がリスクを負います。
- (4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。⇒ ◎(外注費)、×(給与)
 (例) **外注費**…①その業務に係る材料等の在庫を自己で保管している。
 (例) **給与**…①支払者からユニフォーム、制服等が支給(貸与)されている。

【今月の経営格言】
で始める。

新規事業は、「得意技の延長線上」
by 稲森和夫 (京セラ会長)

新規事業は、企業を大きくし、安定させるのが目的です。しかし、今までの経験と財産を生かせない場合は、かえってリスクを増やしてしまうことがあります。稲森は、新規事業に取り組むときは「自分の強い分野」を起点に発展させていますが、それに該当しない多角化もありました。それでも実績を残すことができたのは、「リスクをとれる強い体力」と「『京セラフィロソフィー』『アメーバ経営』をベースに誰にも負けない努力を続けた」からです。「図解 稲森和夫の経営早わかり」より